

介護予防・日常生活支援総合事業

「第1号訪問事業」利用契約書

◇◆目次◆◇

第1章	総則	第16条	(訪問介護員の禁止行為)
第1条	(契約の目的)	第17条	(利用者および家族等の禁止事項)
第2条	(契約期間)	第4章	損害賠償（事業所の義務違反）
第3条	(個別援助計画の決定・変更)	第18条	(損害賠償責任)
第4条	(第1号訪問事業支給対象サービス)	第19条	(損害賠償がなされない場合)
第5条	(第1号訪問事業支給対象外のサービス)	第20条	(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第6条	(訪問介護員の交替等)		
第7条	(サービスの実施)	第5章	契約の終了
第2章	サービスの利用と料金の支払い	第21条	(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第8条	(サービス利用料金の支払い)	第22条	(利用者からの中途解約)
第9条	(利用の中止、変更、追加)	第23条	(利用者からの契約解除)
第10条	(サービス内容の変更)	第24条	(事業者からの契約解除)
第11条	(利用料金の変更)	第25条	(精算)
第3章	事業者の義務	第6章	その他
第12条	(事業者及びサービス従事者の義務)	第26条	(苦情処理)
第13条	(守秘義務等)	第27条	(事故発生時の対応)
第14条	(虐待防止)	第28条	(合意管轄)
第15条	(感染症対策)	第29条	(協議事項)

____様（以下「利用者」という）と特定非営利活動法人
ワーカーズコープ夢コープ（以下「事業者」という）は、利用者が事業者から提供される介護予防・日常生活支援総合事業「第1号訪問事業」介護予防訪問サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 事業対象者としてサービスを受ける場合、本契約の有効期限は、契約締結から介護予防サービス支援計画に基づく期間とします。

3 契約期間満了の7日以上前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合、本契約は更新の度に同じ条件で自動継続されるものとします。

(個別援助計画の決定・変更)

第3条 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されている場合には、それに沿って利用者の個別援助計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、個別援助計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターを紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、個別援助計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、個別援助計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別援助計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、個別援助計画を変更するものとします。

5 事業者は、個別援助計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

6 事業者は、個別援助計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成状況等を記載した記録を作成します。

(第1号訪問事業支給対象サービス)

第4条 事業者は、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、第1号訪問事業旧介護予防訪問介護相当の支給対象サービスとして、利用者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を提供するものとします。

(第1号訪問事業支給対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、支給限度額を超えて利用する第1号訪問事業のサービスを提供するものとします。

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が全額実費負担するものとします。

3 事業者は、第1項で定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

(訪問介護員の交替等)

第6条 本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で第1号訪問事業に従事し、介護・生活援助及び相談助言等を行う専門職をいうものとします。

2 本契約において「サービス従事者」とは、訪問介護員等、事業者がサービスを提供するために使用する者をいうものとします。

- 3 利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護員の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

- 第7条** 利用者は第4条および第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に充分配慮するものとします。
 - 3 利用者は、サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第8条** 事業者は、利用者が支払うべきサービスに要した費用について、利用者が第1号事業支給費として市町から給付を受ける額（以下、支給額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める自己負担分を事業者を支払うものとします。但し、介護保険法令に基づいて、利用者が支給額を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後市町村から払い戻しを受ける方法）で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
 - 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金（10割負担）を事業者を支払うものとします。
 - 4 前項の他、利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を、また利用者がヘルパーの駐車場を確保できない場合で、利用者に了解を得て、ヘルパーが有料駐車場を使用した場合の実費を事業者を支払うものとします。
 - 5 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末までに支払うものとします。
 - 6 利用者が正当な理由なく事業者サービス利用料金を請求書発送後2ヶ月以上滞納した場合において、催告したにもかかわらず全額の支払いがないときは、この契約を解除することができます。

(利用の中止、変更、追加)

- 第9条** 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくはケアプランの変更を希望する場合は、介護支援専門員を通して新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない

場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

(サービス内容の変更)

第10条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス料金を請求できるものとします。

(利用料金の変更)

第11条 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険法その他関係法令の改正により利用料の利用者負担金に変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第8条第3項及び第4項に定めるサービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第12条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの実施について、内容等の記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は利用者の自費によりその複写物を交付するものとします。

5 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められた場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第4項の記録の写しを交付することができるものとします。

(守秘義務等)

第13条 事業者、サービス従事者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 事業者は、従業員が退職後、在職中に知りえた利用者又は利用者の家族の事項を漏らすことのないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 第1項にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとします。また、利用者に係る他の居宅介護

支援事業者及び地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(虐待防止)

第 14 条 事業者は、虐待防止の推進のため、指針を整備し、虐待防止のための責任者を置き、虐待防止を検討する委員会を開催し、従業者への研修を行います。

(感染症対策)

第 15 条 事業者は、感染症の発生およびまん延を防止するため、指針を整備し、委員会を開催し、従業者への定期的な研修を行います。

(訪問介護員の禁止行為)

第 16 条 訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族からの物品等の授受
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- (5) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(利用者及び家族等の禁止事項)

第 17 条 ご利用者及びそのご家族等はヘルパーに対する次の行為は行いません。

- (1) 極度に威圧的な言動や暴言、ヘルパーの体を触る、性的な話をする、その他のハラスメント行為、申し入れに関わらず改善されない迷惑行為
- (2) 身体および財物の損傷または損壊すること

第 4 章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第 18 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることが出来るものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 19 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

- (4) 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 20 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災、感染症等により注意報や警報、警戒宣言等が発せられた場合（その恐れのある場合も含みます。）その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合、事業者の判断でサービスの中止をさせていただく場合があります。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が介護保険施設へ入所・入院した場合
- (3) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、または介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (4) 要支援区分が非該当（自立）または要介護と判定された場合
- (5) 事業対象者が要介護と判定された場合
- (6) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (7) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、解除された場合
- (8) 第 19 条から 21 条に基づき本契約が解約又は指定を辞退した場合

2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第 22 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 1 か月以上前までに事業者に通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第 11 条第 3 項により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係るケアプランが変更された場合

(利用者からの契約解除)

第 23 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

(事業者からの契約解除)

第 24 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。この場合、担当の地域包括支援センターまたは介護支援専門員及び市町と連絡を取り、契約解除後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス料金の支払いが 2 か月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず 4 週間以内に支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者又はその家族等が故意に法令および本契約に違反する行為その他社会通念を逸脱する行為を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事由を生じさせた場合

(清算)

第 25 条 第 18 条第 1 項により本契約が終了した場合において利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から翌月月末までに清算するものとします。

第 6 章 その他

(苦情処理)

第 26 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(事故発生時の対応)

第 27 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、家族等及び市町村、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、原因の解明に努め、再発防止策を講じます。当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(合意管轄)

第 28 条 本契約に関してやむを得ず裁判となる場合は、利用者の住宅地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(協議事項)

第 29 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

